輸出入・港湾関連情報処理システムを利用した海上貨物の到着即時輸入申告扱いについて

平成15年8月22日財関第889号

改正 平成18年6月30日財関第794号

改正 平成18年12月28日財関第1580号

改正 平成20年10月9日財関第1146号

改正 平成22年2月17日財関第163号

改正 平成23年8月10日財関第901号

改正 平成29年3月31日財関第442号

改正　　平成29年4月24日財関第570号

海上貨物の通関手続の一層の迅速化を図るため、関税法（昭和29年法律第61号）第67条の2第3項ただし書及び関税法施行令（昭和29年政令第150号。以下「令」という。）第59条の6第1項第1号の規定の適用を受ける海上貨物の取扱いについては、「輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて」（平成22年２月12日財関第142号。以下「通達」という。）の規定によるほか、下記のとおり取り扱うこととし、平成15年9月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知されたい。

記

１．対象貨物

令第59条の6第１項第1号の規定による到着即時輸入申告扱い（以下「到着即時輸入申告扱い」という。）の適用を受ける海上貨物は、次の⑴又は⑵に掲げる貨物とする。

⑴　コンテナ詰めされた海上貨物であって、当該貨物が到着する開港の税関官署等に輸出入・港湾関連情報処理システム（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）第2条第1号に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して予備申告を行ったものであり、かつ、当該貨物の保税地域への搬入前に当該予備申告に係る審査区分が簡易審査扱い（区分1）又は書類審査扱い（区分2）とされ、その審査が終了しているもの

⑵　コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（ＴＩＲ条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和46年政令第257号）第2条の規定に基づき、輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して卸コンテナリストを提出することにより輸入申告があったものとみなされるコンテナ（以下「卸コンテナ」という。）

２．輸入申告

⑴　予備申告

イ．到着即時輸入申告扱いの適用を受けようとする貨物（以下「到着即時輸入申告扱い対象貨物」という。）に係る予備申告を行う場合は、当該予備申告を行う者（以下「通関業者等」という。）に、当該予備申告に先立ち、通達第5章第7節7―1の規定に準じて予備申告に係る事項の登録を行うことを求めるものとする。

ロ．到着即時輸入申告扱い対象貨物に係る予備申告は、上記イにより予備申告に係る事項の登録を行った後に、通達第5章第7節7―2の規定に準じて、到着即時輸入申告扱い対象貨物に係る予備申告である旨の申告条件コードを入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。

なお、到着即時輸入申告扱い対象貨物に係る予備申告は、到着確認情報が登録される前に行うよう求めるものとする。

⑵　本申告

イ．上記⑴に定めるところにより予備申告が行われている場合には、到着即時輸入申告扱い対象貨物に係る輸入申告は、当該貨物を積載した船舶に係る到着確認情報の登録を行うことにより自動的に行われる。

なお、税関官署の開庁時間外に到着確認情報の登録が行われた場合には、開庁時間外の事務の執行を求める届出がなされている場合を除き、翌日（行政機関の休日を除く。）の官庁の執務時間の開始時刻に自動的に輸入申告が行われるので留意する。

ロ．次のからまでのいずれかに該当する場合には、貨物が保税地域に搬入され、通達第2章第3節3―1⑴イの規定による搬入確認が行われた時に自動的に輸入申告が行われることとなるので留意する。

　到着確認情報の登録前に船卸確認登録の業務が行われた場合

　予備申告に係る審査区分が書類審査扱い（区分2）となった場合で、到着確認情報の登録が行われる前に審査終了入力が行われない場合

　予備申告に係る審査区分が検査扱い（区分3）の場合

ハ．なお、上記ロの場合における到着即時輸入申告扱い対象貨物に係る輸入申告は、到着確認情報の登録後に審査終了入力が行われた場合には、保税地域搬入前であっても行うことができる。

⑶　輸入許可

イ．輸入申告の内容と積荷目録の内容とが一致した場合には、納付すべき関税及び内国消費税（地方消費税を含む。）（以下「関税等」という。）がない場合、納税方式がリアルタイム口座振替方式による場合又は直納方式若しくはマルチペイメントネットワークを利用する方法（以下「MPN 利用方式」という。）によるものであって納期限延長制度が適用される場合には、輸入申告後直ちに輸入許可となる。

ただし、口座残高不足の場合又は直納方式若しくはMPN 利用方式によるものであって納期限延長制度が適用されない場合については、関税等の納付が確認された後に輸入許可となる。

ロ．輸入申告の内容と積荷に関する事項（以下「積荷目録」という。）の内容とが一致しない場合における輸入申告は、積荷目録の内容に誤りがある場合にあっては当該積荷目録の内容を訂正した上で、通達第５章第１節１－２の規定に準じて、輸入申告の内容に誤りがある場合にあっては通達第２章第４節４－１⑴イの規定による搬入確認後に、通達第５章第１節１－６の規定に準じて輸入申告の内容を訂正して、輸入申告を行うことを求めるものとする。これらの場合においては、保税地域搬入前であっても輸入申告を行うことができる。

なお、輸入申告の内容の訂正が行われた場合には、再度、審査終了入力が必要となるので留意する。

３．卸コンテナリストの提出

⑴　卸コンテナ情報の登録

卸コンテナリストを提出しようとする者が到着即時輸入申告扱いの適用を受ける場合は、卸コンテナ情報登録（事項登録）業務により当該卸コンテナリストの提出に係る事項（以下「卸コンテナ情報」という。）の登録を行うとともに、卸コンテナ情報登録（提出）業務により到着即時輸入申告扱い対象貨物である旨の申告条件コードを入力し、登録することを求めるものとする。

⑵　卸コンテナリストの提出

イ．上記⑴に定めるところにより卸コンテナ情報の登録が行われた場合には、卸コンテナリストの提出は、到着即時輸入申告扱い対象貨物である卸コンテナを積載した船舶に係る到着確認情報の登録が行われ、卸コンテナ情報の内容と積荷目録の内容が一致した場合にシステムにより自動的に行われる。

なお、税関官署の開庁時間外に到着確認情報の登録が行われた場合には、開庁時間外の事務の執行を求める届出がなされている場合を除き、翌日（行政機関の休日を除く。）の官庁の執務時間の開始時刻に自動的に卸コンテナリストの提出が行われるので留意する。

ロ．次の又はのいずれかに該当する場合における卸コンテナリストの提出は、到着即時輸入申告扱い対象貨物である卸コンテナを積載した船舶の入港後であって、当該コンテナの保税地域への搬入前に、卸コンテナ情報登録（事項登録）業務及び卸コンテナ情報登録（提出）業務において必要な事項を入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。

　到着確認情報の登録がされた後に卸コンテナリストを提出する場合

　卸コンテナ情報の登録の内容と積荷目録の内容とが一致しなかった場合において、不一致となった卸コンテナについて、卸コンテナ情報の再登録又は積荷目録の内容の訂正をして卸コンテナリストの提出を行う場合

ハ．上記ロの場合において、次の又はのいずれかに該当する場合には、通達第１章第3節3―5に規定する卸コンテナリストの提出が必要となるので留意する。

　卸コンテナリストの提出の前に当該卸コンテナリストに係る卸コンテナが保税地域に搬入される場合

　卸コンテナ情報の内容と積荷目録の内容とが一致しなかった場合において、不一致となった卸コンテナに係る卸コンテナ情報又は積荷目録の内容の訂正が行われる前に当該卸コンテナが保税地域に搬入される場合